

行政視察報告書

参加議員	民生環境常任委員会 委員長 赤平勇人 副委員長 工藤夕介 委員 中村美津緒 関貴光 竹山美虎 木戸喜美男 小豆畑緑
調査期間	令和6年4月25日（木）～令和6年4月26日（金）
調査先及び調査事項	①兵庫県明石市 「おむつの定期便に関する事業について」 「高齢者への補聴器購入費用の助成に関する事業について」 ②兵庫県尼崎市 「脱炭素社会の実現に向けた取組について」

視察概要

■ 調査先①	兵庫県明石市										
■ 調査事項	おむつの定期便に関する事業について 高齢者への補聴器購入費用の助成に関する事業について										
■ 調査内容	<p>1 調査日 令和6年4月25日（木）</p> <p>2 調査目的 明石市は、おむつの定期便に関する事業及び高齢者への補聴器購入費用の助成に関する事業を行っていることから、その取組を調査し、本市における取組の参考とする。</p> <p>3 対応者</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%;">明石市議会議長</td> <td>尾倉 あき子</td> </tr> <tr> <td>明石市事務局総務課主任</td> <td>石橋 理絵</td> </tr> <tr> <td>明石市こども局次長（調整担当）兼 子育て支援室子育て支援課長</td> <td>松浦 真也</td> </tr> <tr> <td>明石市こども局子育て支援室子育て支援課主査</td> <td>鈴木 健一</td> </tr> <tr> <td>明石市福祉局高齢者総合支援室高齢者施策担当課長兼 施設担当係長</td> <td>掘 大助</td> </tr> </table> <p>4 調査事項の説明 （1）おむつの定期便に関する事業について 1 説明概要 ①事業開始に向けた検討に至った経緯について 現在は実施していないが、子育てモニターを募集した時期があり、モニターか</p>	明石市議会議長	尾倉 あき子	明石市事務局総務課主任	石橋 理絵	明石市こども局次長（調整担当）兼 子育て支援室子育て支援課長	松浦 真也	明石市こども局子育て支援室子育て支援課主査	鈴木 健一	明石市福祉局高齢者総合支援室高齢者施策担当課長兼 施設担当係長	掘 大助
明石市議会議長	尾倉 あき子										
明石市事務局総務課主任	石橋 理絵										
明石市こども局次長（調整担当）兼 子育て支援室子育て支援課長	松浦 真也										
明石市こども局子育て支援室子育て支援課主査	鈴木 健一										
明石市福祉局高齢者総合支援室高齢者施策担当課長兼 施設担当係長	掘 大助										

ら、当時の市の子育て支援施策に対する意見・要望・提言を募った。ちょうど待機児童が多い時期でもあったので、待機児童を何とかしてほしいという要望が多かった。それ以外にも、やはり育児を振り返っても、ゼロ歳の時が一番大変だったということで、その間だけでも行政が定期的に子育ての家庭に関わってほしかったとか、ゼロ歳児の赤ちゃんを連れて、なかなか外出もままならないので、赤ちゃん用品の宅配サービスみたいなものが助かるといった要望があった。

そこで、そういったニーズへの対応を担当部署で検討している中で、滋賀県東近江市が見守りおむつ宅配便という事業を先行して実施していたことから、東近江市へ視察に行き、それを参考に導入した。

②事業開始に向けた検討過程について

東近江市へ視察に行き、詳しい事業内容、委託先、選定方法などを具体的に教えてもらった。

次に、市の企画調整の部署にも入ってもらい、委託先の候補事業者に公募型プロポーザル方式への応募を打診した。具体的には、複数の市内の大手の小売り業者にこの事業への協力を求めた。

その後、委託先を選定するのに委託仕様書の作成、委託先を選定するための選定委員の調整、そして、選定委員会で公募型プロポーザルへの応募があった事業者についてヒアリングをし、委託先を選定した。

委託先が決まり、随意契約を結んだ後、見守りマニュアルの作成や、スケジュールの調整など、具体的に利用内容の調整をするために、約半年間の調整期間を設けた。

最後に、配達員研修の実施についてであるが、配達員は、子育て経験のある方を条件に採用しており、保健師や保育士といった専門職の資格を持っている方ではないが、見守りをしてもらうので、市主催の配達員研修を直前の9月に実施した。市の関係部署の職員が講師になり、児童虐待とその予防や、個人情報の取扱いなど、様々な研修を受けてもらい、また、グループに分かれて、具体的な場面を想定して、配達員と保護者など、それぞれ役割分担をして、ロールプレイングをした上で、実際の配達に臨んでもらった。

③事業の概要について

ア 目的

事業の目的についてであるが、ゼロ歳児を養育している家庭の特徴として、1つ目としては、子育て中に最も不安を感じる時期であり、特に1人目の赤ちゃんの場合、その傾向が高いと思っている。

2つ目としては、ゼロ歳の子どもを連れての外出が困難であることから、家に閉じ籠もりがちになり、地域で孤立化したり、周囲に支援を求めにくい環境に陥りやすいのではないかと考えている。

3つ目としては、虐待の重篤な事例が最も多い時期であることが挙げられる。このようなゼロ歳児養育家庭に行政が定期的に関わり、見守りを続けていくことで、育児に関する不安や悩み、心配などをできるだけ早期に把握し、早期の支援につなげる必要があると考えたため、単に紙おむつを無料で配って、経済的な負担軽減を図ることが目的ではなく、おむつなどの赤ちゃん用品をお届けすることをきっかけとして、リスクの高いゼロ歳児養育過程の見守りを行うことを目的

としている。

イ 事業内容

おむつ定期便事業では、保護者や赤ちゃんと出会うきっかけとして、3000円相当の赤ちゃん用品と赤ちゃんの健やかな成長に役立つ情報を掲載した、月齢に応じた子育て情報紙を、生後4か月目から満1歳の誕生日までの10か月間、毎月、無料で届けている。届ける際には、子育て経験のある女性の配達員が不安や悩み、心配事などが無いのか、声がけをして、赤ちゃんと保護者の見守りを行っている。

保護者から相談を受けた場合には、まず、配達員自身が自分の育児経験を踏まえてアドバイスを行うが、保護者がより専門的な相談やサービスを希望した場合には、その内容に応じて、市の子育てサービスや子育て関連施設、関係部署を紹介し、保護者と市の連携の橋渡しを行っている。

なお、おむつ定期便事業については、商品の発注から配達、見守りまでの業務を生活協同組合コープこうべに委託して実施をしている。

対象者は、市内に住所を有するゼロ歳児及びその保護者となっている。

配達期間は、準備に3か月かかることから、生後4か月目から満1歳の誕生日である13か月目までの合計10か月間となっている。例えば、誕生日が4月1日の赤ちゃんの場合、生後4か月目の7月から満1歳になる翌年の4月までの10か月間が配達期間となる。ただし、申請が遅れると開始時期が遅れることもある。

また、出生後、ゼロ歳児の間に明石市に転入した場合についても、転入月から3か月経過後の4か月目から満1歳の誕生日まで対象となっており、これは、出生した場合とタイミングを合わせている。

申請から配達までの流れについてであるが、おむつ定期便の利用については、申請してもらっており、出生届や転入届を提出されてから1か月以内に、申請書や赤ちゃん用品のカタログなどを市から郵便で届けている。その申請書に必要事項を記入し、同封している返信用封筒で市に返送してもらう。また、スマートフォンによる電子申請も可能としており、現在、6割5分くらいの方が電子申請で申請している。

申請書を市で受付をしたら、要件の確認を行い、市から申請者に決定通知書を送っている。その決定通知書には、配達開始月や配達する商品について記載している。

その後、市から委託業者であるコープこうべに配達と見守りを依頼し、対象者の住所や氏名、生年月日等を連絡する。次に、コープこうべから保護者宛てに第1回目の配達日の連絡してもらい、毎月、御家庭にお伺いする流れとなっている。

お届けする赤ちゃん用品については、紙おむつや布おむつ、おむつカバー、おしり拭き、ベビーフード、ミルク、ベビーソープの7種類36品目を用意している。当初、事業開始当時は30品目でスタートしたが、廃番になったり、希望で増やしたり減ったりがあり、現在のところは36品目となっている。

この商品は、いずれも1つ当たり大体1500円の商品となっており、おむつ定期便事業では、毎月3000円相当の商品を配達することになっているので、この中から自由に2点を選んでもらい、御自宅まで配達する流れとなっている。なお、

商品については、同じ商品でも、別々の商品でも選ぶことができ、途中で変更することも可能である。

見守り支援員についてであるが、委託先のコープこうべが雇用している職員であり、この事業を始めるに当たり、新たに採用している。事業の目的でも説明したが、おむつ定期便の配達員は、単に赤ちゃん用品の配達をするだけでなく、保護者と赤ちゃんの見守りを行うことが大きな役割となっているため、明石市では、おむつ定期便の配達員のことを見守り支援員と呼んでいる。

見守り支援員については、子育て経験のある女性であることを条件として雇用しており、保育士や保健師など、専門的な資格までは求めていない。あくまで、普通の主婦が先輩ママとして見守りを行うこととしているが、明石市が実施する研修を定期的に受講してもらっており、ゼロ歳時の家庭の変化や虐待の兆候に早期に気づき、必要に応じて行政につなげる体制を取っている。

見守り支援員の役割についてであるが、1つ目としては、赤ちゃん用品の配達である。

2つ目としては、子育て情報の提供であり、おむつなどの赤ちゃん用品と一緒に、子育て情報紙を届けてもらっている。子育て情報紙は、生後3か月向けから満1歳向けまで、月齢に合わせて、10パターン用意している。各月齢の赤ちゃんの発達の特徴や子育てのワンポイントアドバイス、親子遊びなど、子育てに役立つ情報を紹介している。

3つ目としては、配達先の家庭の様子を確認である。ゼロ歳児を抱えて家に籠もりがちになるお母さんと会話をして、保護者と赤ちゃんの様子を確認してもらう。毎月、定期的に訪問することで家庭の様子を把握し、保護者と赤ちゃんの変化に気づくことができるようになるとともに、保護者との信頼関係を構築することを目指している。

4つ目としては、保護者からの相談への対応である。保護者から育児などに関する相談があれば、自らの子育て経験を通じた体験談を伝えて、不安や悩みの軽減に努めている。

5つ目としては、保護者と市の連携である。相談内容に応じて、市の子育てサービスや子育て関連施設、関係部署を紹介している。

見守り訪問後の市の対応についてであるが、市では毎月、委託業者から提出される報告書により全ての見守り状況を確認している。報告の中で気になる家庭がある場合は、見守り支援員に引き続き注意して見守りを行うように依頼したり、市の関係部署に状況確認を行うなど、早期の支援につなげることを心がけている。また、見守り支援員が緊急で対応が必要であると判断した場合は、当日中に市に連絡し、状況に応じて、市の関連部署につないで、電話や家庭訪問等の対応を行っている。

子育て支援課では、何千人分の資料が届いたら、全員でチェックし、緊急性が高いとか、専門的な相談が必要と判断した場合は、保健師がいる部署にすみやかにつなぐようにしている。

予算額についてであるが、事業を開始した令和2年度の当初予算で、債務負担行為により3か年の予算を計上しており、令和2年度は、年度途中から事業を開始したことから、予定配達数が少ないため6300万円、令和3年度及び令和4年度は、通年で実施するため、それぞれ1億2000万円を計上している。

決算額についてであるが、令和2年度は約5000万円、令和3年度及び令和4

年度は約1億円となっている。

国等の補助の有無についてであるが、事業を開始した令和2年度だけは、兵庫県で、ひょうご地域創生交付金という交付金事業があり、その交付対象になったので、約900万円弱の交付金を受けたが、令和2年度で交付金事業が終了したので、令和3年度以降については市の単独予算で事業を実施している。

ウ 実施状況

事業を開始した令和2年10月から令和5年3月までの配達状況についてであるが、令和2年度は、対象者を令和2年4月1日以降に生まれたゼロ歳児としたため、令和2年10月の最初の対象者は令和2年4月から7月までの4か月に生まれた世帯となっており、以降、令和2年11月の対象者は4月から8月までの5か月に生まれた世帯というように、1か月ずつ対象者が増加していき、対象者の出生月が10か月となる令和3年4月以降は毎月、新規対象者が増加し、一方で、10か月目の配達が終わった方は終了になることから、増えたり減ったりで、毎月2200人前後で現在も推移している状況である。

見守り状況についてであるが、まず、対面状況については、保護者と対面できた割合は83.3%となっており、保護者が不在の場合は、商品を玄関先に留守置きの上、電話やメールで保護者と赤ちゃんの状況を確認している。また、赤ちゃんに対面できた割合は58.5%となっており、赤ちゃんについては、お昼の時間に伺うことが多く、お昼寝中ということがあり、そこは無理やり対面していないことから、保護者の対面率よりも2割ほど低くなっている。

次に、相談状況については、6割を超える世帯から相談を受けており、いろいろな内容の相談を受けている。

次に、申請状況についてであるが、おむつの定期便事業については、全てのゼロ歳児養育家庭の見守りを行うことを目的としているので、100%の申請を目標にしており、そのため、母子健康手帳の交付時と出生届の提出時に事業の案内を行っている。その後、生後2か月以内に保健師等で行う新生児訪問の際に申請の確認を行っている。また、申請までの期限に申請のない方については、申請を勧奨する文書を2回送っている。

それでも申請を希望されない方には理由を確認しており、理由もなく申請していない方については、家庭を訪問し、居住の確認と申請の勧奨を行っている。それは、例えば、家庭でお子さんのことで何か問題が発生していないかなどを確認するために、何度も書類を送ったり、最終的には家庭を訪問している。本当に忘れていたとか、そういう事情であれば問題ないが、何か事情があるんじゃないかということを確認するために訪問している。

その結果、申請率は、令和2年度が99.5%、令和3年度が99.6%、令和4年度が99.8%となっている。

申請しない主な理由としては、市外に転出する予定である、里帰り出産で市内に居住していないなどであるが、それ以外にも、こだわりがあり、欲しい商品がない、コロナで他人に会うのがはばかれる、特に困っていないので結構ですという理由もあった。

エ 利用者の声

毎年、利用者にアンケートを実施し、事業の満足度や感想、意見等を調査している。これまで3回アンケートを実施しており、回答率は7割程度となってい

る。

見守り支援員の声がけに対する反応については、「話やすい」が約8割、「話しにくい」が1%前後となっている。

育児相談については、「毎回相談している」または「ときどき相談している」と回答した人が合わせて5割を超える結果となっている。

おむつ定期便のよいところについては、赤ちゃん用品を無償でもらえるや買い物に行く手間が省けるほか、声がけや話ができることという意見が多くあった。また、その他として、ささいなことでも聞ける、専門家の詳しい話より共感できるなどの意見もあった。

アンケートの自由記載欄の感想や意見については、その一部であるが、子育て支援を目的として訪問してくれるので、ささいなことでも話しやすく、楽になりました、話を聞いてもらってうれしかった、大変心強かったなどの感想であった。また、コロナ禍の時期には、他人と話す機会が少ない中、月に1度でも見守り支援員と話ができることを楽しみにしていた方が大変多いことが分かった。

④課題について

1つ目としては、委託先との意思疎通及び関係部署との連携体制の強化である。これについては、委託先のコープこうべとマニュアルやスケジュールは共同で作成して、実施してもらっているが、実施してみると、どうしても想定外のことなども起こっており、その都度、コープこうべから報告を受け、協議しながら対応しているが、事業開始当初は、調整する間がなく、コープこうべの判断で対応してもらった事例もいくつかあると聞いている。

そういう中で、後から、市の思いとそごが生じたこともいくつか聞いており、保護者からの苦情につながるころまでは行っていないが、やはり3年ぐらい経つと、細かなところで委託元の市と委託先のコープこうべで相互認識のずれが出てくることもあるので、いかにすり合わせていくかということが課題であると認識している。

また、気になる世帯については、保育士や幼稚園教諭の資格を持った子育てアドバイザーにつないだりして対応できるが、やはり専門的な発達や発育の相談や、虐待が疑われるような家庭については、児童虐待担当の部署と連携したりすることもあるが、連携をもっと密にしていく必要があると思っている。

もう1点は、赤ちゃん用品の定期的な見直しである。これについては、事業を開始して3年半になり、1人目の赤ちゃんの場合は、こういったものがもたらえて非常に助かりますという方がほとんどであるが、3年半もやっていると、同じ家庭で2人目、3人目の赤ちゃんが生まれて、おむつ定期便事業につきも2回目、3回目の利用になる保護者が出てきている。そうすると、その間にいろいろ育児経験をしているので、おむつについては、もう少しサイズバリエーションをもっと充実してほしいとか、ミルクについては、当初、粉ミルクと液体ミルクの2種類だったが、最近では、外出した時に便利なスティックタイプやキューブタイプのミルクの希望が増えてきていることから、アンケート結果を参考にしながら、コープこうべと商品の見直しをしているが、赤ちゃん用品の内容の充実が必要ではないかと認識している。

⑤今後の展望について

主要な目的である見守りのスキルアップを図る必要がある。

また、対面率について、保護者とは8割を超える対面率があるが、赤ちゃんの対面率が低い。明石市の場合、人口増が続いているが、それに保育所の整備が追いつかなくて、保育所に入るのが大変だということで、本来であれば、1年間、育児休業を取って、おむつ定期便の配達が終了してから、保育所に入所して、職場復帰をしたらいいが、なかなか保育所に入れず、1年間の育児休業を前倒しして、ゼロ歳の間から保育所に申し込んで、育児休業を早期に切り上げて、職場復帰する方が増えてきている。そうすると、平日の配達の際に不在になる方が多く、土曜日の配達も導入しているが、なかなかニーズに応え切れていないところがあることから、対面率の向上に努めて、見守りの強化をする必要があると思っている。

こうしたことを踏まえて、お母さんが産後うつや育児ノイローゼになったり、児童虐待になる前に、そういった傾向があり、支援や配慮が必要な方を早期に発見して、早期支援を図っていくことを今後の目標としている。

2 主な質疑応答

問：見守り支援員のメンバーというのは、当初から変わっていないのか。

答：多くのメンバーは、当初のメンバーが継続して、そのまま雇用してもらっているが、やはり年に一、二名の入れ替わりはあると聞いている。また、1年1回程度、市が研修を実施しており、その参加者名簿を見ても、一、二名は家庭の事情などで変わっているが、半数以上は当初からの方がそのまま引き続いて配達している。

問：委託先はコープこうべであるが、この事業の公募型プロポーザルにはどのくらいの応募があったのか。

答：事業開始当時は、コープこうべは応募してもらえるとということだったが、市としては、複数の事業所に応募してもらって、そこからという思いがあったことから、具体的には、明石市内にイオンやイトーヨーカ堂の店舗があったので、お声がけをしたと聞いている。ただ、イオンも、イトーヨーカ堂も、赤ちゃん用品の購入は問題ないが、ただ単に配達だけではなくて、見守りというところで、配達は、どちらもほとんど大手の宅配業者に委託しており、そうすると委託先の職員に見守りの研修を行ったり、個人情報の管理について、赤ちゃんや保護者の方の健康状態など、かなりセンシティブな個人情報になり、個人情報の紛失や流出などがあると非常に問題が大きくなり、リスクがかなりあることから、委託先の宅配業者に、そこまでしっかり研修をやって、個人情報の管理を行うというところまでは難しいということで、応募があったのはコープこうべの1者であった。

ただ、当初の契約は令和2年度から令和4年度の3年契約であり、その後、令和4年度に、令和5年度から5年の長期契約で同じように公募型プロポーザルを実施した際には、今度はイオンから応募しますと言ってもらったが、応募書類の中で書類に不備があり、結局、2回目のプロポーザルもコープこうべの1者だけであったが、コープこうべは実績もあるということで、基準点を大幅に上回った点数になり、現在も引き続き、コープこうべにお願いしていると状況である。

問：事業開始に向けた検討過程について、期間はどれくらいだったのか。

答：令和2年10月に事業を開始したが、令和元年4月ぐらいから準備していたと

聞いている。

問：おむつ定期便事業が始まる前の子育ての見守りという点で、明石市でやったことがあったのか。

答：行政が家庭まで出向いて見守りをするということはおそらくやっていなかったと思う。それまでは、どちらかという在宅で保育されている方であれば、市内5か所に子育て支援センターがあるので、そこに行ってもらって、保護者同士、赤ちゃん同士で交流してもらう中で、資格を持ったアドバイザーが声がけをしたり、相談に対応する。あとは、保育所・幼稚園を利用している方については、保育所・幼稚園で施設長や担任がお子さんや赤ちゃんの見守りをしたり、相談に対応することはやっていたと思う。

家庭まで出向いてということについてであるが、生後2か月以内に行っている新生児訪問については、明石市の場合、保健師が必ず家庭まで出向いて、赤ちゃんの顔を見せてもらう形を取っているので、その時に1回行って、あとは乳幼児健診や予防接種の時とかに、見守り対象の御家庭については、見守りを継続していたと思うが、アウトリーチ型としては、この事業が初めてであると思う。

問：委託事業者のコープこうべから、約2200人分の報告書が届き、それを見ていくと思うが、その報告書の内容は細かいものなのか。

答：報告書の内容についてであるが、問いかけする項目を見守りチェックシートという1枚にまとめている。配達員によって、お声がけする内容が異なっても困るので、こういう内容について必ず声がけをしてくださいとまとめたものである。その内容を紙ベースに落としたものが報告書である。

その内容としては、1つ目としては、まずは在宅だったのか不在だったのか、そして、在宅であれば、どなたに会ったかである。多くは母親であるが、場合によっては、父親や祖父母の場合もあるので、対面した保護者が誰だったのかについてである。

2つ目としては、赤ちゃんに会ったかどうかである。会ったのであれば、赤ちゃんの様子はどうだったかについてである。

3つ目としては、お母さんから相談があったのかである。相談があれば、相談内容とそれに対してどういう対応をしたのかについてである。

4つ目としては、配達員の所感、配達員の目線で気になったことがあるかないかである。玄関先での対応であるので、家の中まで上がり込んでということではないが、玄関先とか、下駄箱の周りとか、そういうところだけでも10か月の長期で見ると、ちょっとした変化が生まれてくることもある。すごくぐちゃぐちゃだとか、場合によっては、対象の赤ちゃんの上にきょうだいがいる場合もあり、そのきょうだいが出てきたり、走り回ったりしている様子も含めて、そういう情報で配達員が気になったことがあれば記載してもらっている。

そんなに盛りだくさんではないことから、それを6名程度の職員で手分けして毎月、確認している。

問：委託事業者からの報告書は毎日、来るのか。

答：報告書は、翌月の10日までに出してもらうことから、4月の報告書であれば、5月10日まで紙ベースとエクセルデータで頂いている。

(2) 高齢者への補聴器購入費用の助成に関する事業について

1 説明概要

①背景について

日本は類を見ないスピードで高齢化が進んでおり、健康寿命の延伸や介護予防の必要性が叫ばれている。国においても、2019年の認知症施策推進大綱、そして令和6年1月に認知症基本法が施行され、認知症施策の推進に関しては、全ての国民にとって大変重要な施策テーマとなっている。

認知症の発症を遅らせ、認知症になったとしても、希望を持って日常生活を送ってもらえる社会を目指して、認知症の人やその御家族の方々の視点を重視しながら、社会全体で支えていく仕組みをつくらなければならないということで、明石市においても、そういった背景を踏まえ、認知症あんしんプロジェクトという認知症に関する施策の取組を2020年10月にスタートした。

その基本方針としては、本人の尊厳確保を第一としながら、家族の負担軽減、地域の理解の促進の3つの柱を立て、基本姿勢を「認知症にやさしいまち明石」とし、プロジェクトをスタートした。

具体的に何をしているかという点、まず、病院での認知症の診断費用の全額無償化であったり、診断をされた方に向け、在宅で介護を続けてもらうため、2万円の現金支給であったり、宅配のお弁当の無料券、家事援助を無料で受けられるチケット、1泊2日のお試しショートステイ券の3つの無料券を挿入したあかしオレンジ手帳の送付などを行い、認知症になったとしても安心して過ごしてもらえるような施策をスタートした。

認知症あんしんプロジェクトの一環で、高齢者補聴器購入費助成事業もスタートしたところである。

なぜ難聴の補聴器の助成であったのかについてであるが、国の新オレンジプランにも認知症の危険因子として大きく取り上げられ、また、WHOの認知症予防ガイドラインにおいても難聴である高齢者に補聴器の提供が必要とわかれており、認知症になるきっかけのところで、難聴が原因として大きく取り上げられ、そこを早期に防いでいくため、高齢者の補聴器の助成事業を2021年の7月に開始した。

②高齢者補聴器購入費助成事業の概要について

対象者は65歳以上の方の市民で、所得制限を設けなかった。認知症は誰にでも起こり得るもので、所得制限を設けず、広く市民を対象としたいというところから、所得制限を設けていない。ただ、難聴により身体障害者手帳を所持している方は、障害者総合支援法の助成事業がかなり手厚く、そちらのメリットが大きいので、そちらの案内をしている。

そして、安易に補聴器を使うのではなく、専門家に見立ててもらい、フィッティングしたものを適正に使っていただくため、耳鼻科から必要性を認められた方という条件をつけている。

助成内容についてであるが、上限は2万円で、1回限りとしている。

注意事項についてであるが、この助成については、片耳の補聴器であっても、両耳の補聴器であっても2万円で、保証やメンテナンスに関しては対象外であり、また、耳鼻科にかかった受診費や検査費用なども自己負担となる。

基本的には、助成が決定してから、6か月以内に補聴器の購入をお願いしており、先に補聴器を買われた方は対象外となっている。

制度設計に当たり、認知症あんしんプロジェクトの一環で、市としても認知症施策を進めるため、医師との連携が欠かせないということもあり、明石市医師会と2021年4月に包括連携協定を締結した。この連携協定により、補聴器の助成事業についても、医師会と密に連携を取りながら、特に耳鼻科の医師とこういった形で補聴器を購入する仕組みをつくっていくかについて綿密に打合せをした。

医師意見書については、市民の方は市外の耳鼻科にも通うため、市内の耳鼻科とは限っておらず、この事業の流れを知らない初見の医師にも医師意見書を書いてもらう必要がある、どの耳鼻科の医師でも簡明に書いてもらえる医師意見書が必要であることから、耳鼻科の医師には、対象聴力について、両耳とも中等度以上の難聴か、または、中等度未満であるが補聴器が必要であるかにチェックしてもらい、あとはオーディオグラムという折れ線グラフのような聴力が計測されたものを添付してもらい非常に簡易なものであり、この書式であれば、どの医師でも書いてもらえるというお墨つきをもらったことから、そういった簡便な書式で耳鼻科の医師にも協力をお願いしている。医師意見書の有効期限は3か月となっている。

申請の流れについてであるが、まず、補聴器を買いたい市民の方は、市役所に相談をしてもらい、直接、窓口に来てもらうか、電話をしてもらい、申請書と医師意見書を渡している。その後、耳鼻科を受診して、医師意見書の記入をお願いしてもらう。その意見書ができ上がったら、申請書とともに市役所に提出してもらい、その確認後、助成の決定通知書と請求書をセットにして本人に送る。その後、補聴器販売店に行って、補聴器を購入してもらい、その領収書と合わせて、保証書など、型番が分かるようなものの写しを送り返してもらうという流れを取っており、最終的には本人の口座に助成金を振り込む。

医師意見書の有効期限は3か月間であり、また、決定通知書を送ってから6か月以内の購入をお願いしていることから、助成まで最大9か月ぐらいかかる方もおり、長いスパンがかかる取組になっている。そこで、市としても、この長い期間の中で、手続の進捗状況を慎重に確認しながら、間違いがないよう、手続を取っている。

③助成事業の実施状況等について

助成事業をスタートした2021年7月から2023年3月末までの助成件数についてであるが、2021年度は7月からであることから、やや少なめの222件であり、2022年度、2023年度は400件弱ほどである。延べ件数は980件で、助成額はトータル1956万円となっている。

1年間フルで助成した2022年度と2023年度の平均を取ると、1年当たり約380件であり、予算額にすると758万円ほどを助成し、徐々に増加傾向をたどっている。2024年度については400件を超えてくると予想している。

2024年度の予算についてであるが、400件から450件を見込んでおり、掛ける2万円で900万円である。

財源については、介護保険特別会計の保険者機能強化推進交付金を活用しており、高齢者補聴器購入費助成金も含めた認知症あんしんプロジェクト全体が保険者機能強化推進交付金に組み込まれている。

参考までに、2024年4月1日の明石市の人口が約30万6800人、65歳以上の方が約8万600人であり、助成件数は、そのうちの約400件弱となっている。

④市民及び耳鼻咽喉科へのアンケート調査の結果について

市民へのアンケートについてであるが、制度を開始した2021年7月から2022年6月までに利用した市民323名に対して、アンケートを送り、回収率は81.4%であった。

利用のきっかけについては、耳鼻科医の薦めが36.5%、補聴器専門店の薦めが14.8%であり、それらを足すと51.3%で、やはり耳鼻科の医師や補聴器屋さんとの連携により、事業が円滑に進んでいると思う。

今年で4年目に入ったが、慣れてきたら、時々、市民の方で先に補聴器を買いに来られる方もいるが、実は明石市には助成制度があつて、先に購入すると対象外なると言つて、市役所に行きましたかと補聴器販売店から確認してもらい、市役所に、補聴器販売店から申請したらと言われたという問合せが結構ある。補聴器販売店でも非常に親切に案内してもらっている現状である。

また、耳鼻咽喉科へのアンケートについては、2021年7月から2022年6月の1年間で意見書を出してもらった26の耳鼻科の医師にアンケートを送り、回収率は76.9%であった。

この補聴器の助成事業の開始後、補聴器に関する診察・相談が増えたかについては、非常にそう思う、または、そう思うと合わせて75%であり、非常に関心が高まっているという実感を持っている。

申請者年齢と認知症有病率についてであるが、まず、申請者年齢については、半数以上が75歳から84歳の方に利用してもらっている。国の認知症施策推進大綱において、85歳以上の方の認知症有病率が40%以上となっており、そこに至る前の年齢の方の難聴の予防ができており、認知症予防の観点から早期支援にもつながっているという実感を持っている。

また、加齢性難聴の状況についてであるが、両耳とも中等度以上の難聴という方が84.3%であり、ほとんどの方が中等度以上の難聴であった。中等度未満の方も13.6%であり、中等度未満の方へも補聴器の助成ができており、非常に早期のうちから食い止めることができていると思っている。

次に、補聴器購入の状況についてであるが、これは日本補聴器工業会のホームページの資料であるが、補聴金の価格帯は大体10万円から30万円であり、88%の方が補聴器専門店・眼鏡店で購入しており、おおよそ明石市においても同様の状況になっている。

補聴器は高いもので50万円越えのものもあることから、2万円の助成がどうかというところが課題であろうと思っている。

補聴器装用後の状況についてであるが、会話が増えた、イライラが減少した、人間関係が良好になったとの感想が多くあつた。会話が増えたことは脳の活性化にも直結し、予防に大きくつながると考えており、非常に良好な結果であると思っている。

⑤兵庫県内の助成事業の実施状況について

明石市は近畿圏内の中核市では初めて助成事業を行い、その後、兵庫県も行ってゐる。今現在、受付は休止中であるが、先着50名で、上限は2万円である。ただ、明石市や県内の各自治体の助成との併用が可能であり、2024年度も兵庫県の助成事業がスタートすれば、最大4万円の助成が受けられることになる。また、兵庫県内では相生市などの市町で助成事業が既にスタートしており、助成金額は3万円

以上のところが多くなっている。

この金額が高いのか安いのか悩ましいところではあるが、現在、担当として課題に思っているのは、補聴器の耐用年数は5年と聞いており、明石市の補聴器の助成事業が4年目に突入したことから、来年ぐらいに買い直したいといった相談があると思っている。助成は1回限りという言い方をしていることから、お断りすることになるのか、あるいは、そもそも耐用年数が限界なので、買い直しの検討をしなければならないのかというところの瀬戸際である。

繰り返しにはなるが、2万円という金額が妥当なのかも検討課題としてあり、やはり今後も持続可能な助成事業を運用していかなければならないので、そこは慎重に検討していきたいと考えている。

2 主な質疑応答

問：助成の金額設定はどういった根拠で行ったのか。

答：助成事業をスタートする段階では、県内ではどこもまだ助成事業がスタートしていなかったため、関東の自治体の調査をし、2万円前後の自治体が多かったことから、そこを根拠とした。

問：高齢化率との関係はどう考えているか。

答：一定数は網羅できており、今年で4年目に入ったので、耳鼻科の医師を含めて、案内も浸透してきたと思っている。ただ、広く案内ができていくかということ、そこは課題でもあり、広報含めたPRの必要性を実感している。

視 察 概 要

■ 調査先② 兵庫県尼崎市

■ 調査事項 脱炭素社会の実現に向けた取組について

■ 調査内容

1 調査日

令和6年4月26日（金）

2 調査目的

尼崎市は、脱炭素社会の実現に向けた様々な取組を行っていることから、その取組を調査し、本市における今後の取組の参考とする。

3 対応者

尼崎市議会事務局議事課長	大室 雅達
尼崎市議会事務局調査課職員	木下 裕弥
尼崎市経済環境局環境部環境創造課長	宗和 素子
尼崎市経済環境局環境部環境創造課係長	松木 麻里
尼崎市経済環境局経済部産業政策課係長	西岡 努
尼崎市都市整備局土木部公園計画・21世紀の森担当課長	富田 聡一郎
尼崎市都市整備局土木部公園計画・21世紀の森担当係長	森田 恭章

4 調査事項の説明

(1) 脱炭素社会の実現に向けた取組について

1 説明概要

①炭素社会の実現に向けた取組の検討に至った経緯について

尼崎市は、地球温暖化による危機を乗り越えるため、令和3年6月に尼崎市気候非常事態行動宣言を表明しており、その中で、2050年までに脱炭素社会を実現することを目標としている。この目標を達成するため、まずは、2013年から2050年のおおむね中間の時期となる2030年の二酸化炭素排出量を2013年比で50%程度削減することを目指して、様々な取組を実施している。

②脱炭素社会の実現に向けた取組に向けた検討過程について

尼崎市気候非常事態行動宣言の宣言内容に基づき具体的に取組を進めている状況であり、尼崎市気候非常事態行動宣言については、「エネルギーをへらす・かえる」、そして「ライフスタイルをかえる」、「正しく知る」という3本柱になっている。

宣言内容についてであるが、1つ目としては、2050年までに脱炭素社会を実現するため、2030年の二酸化炭素排出量を2013年比で50%削減することを目指すものであり、具体的には、まずは消費するエネルギーを徹底的に削減するとともに、加えて再生可能エネルギーなどへの転換を目指している。

2つ目としては、「ライフスタイルをかえる」というところになるが、一人一人がライフスタイルを見つめ直して、大量生産・大量消費・大量廃棄型社会からの脱却を目指すという方向性で、いろいろな事業に取り組んでいる。

3つ目としては、地球温暖化による危機を市民の皆さんに正しく認識・共有して

もらうとともに、この危機を乗り越えるために共に行動するというのが柱となっている。

全国で気候非常事態宣言を出している自治体はたくさんあるが、尼崎市では、この中に行動という言葉が入っており、これは知るだけではなくて、行動までつなげていこう、行動変容を起こそうという意味で、行動という言葉が入っている。

尼崎市気候非常事態行動宣言のリーフレットについては、毎年8月に、市報に挟み込み、全戸配布している。

中身についてであるが、令和5年度は、「環境をまもるためにできることから始めよう」ということで、市民の皆様に取り組みやすいものから、レベルアップしたものまでを紹介している。また、気候非常事態行動宣言って何というところも紹介している。そして、市で行っている脱炭素に向けた制度や事業の市民向け及び事業者・団体向けのもの、尼崎市の公共施設などでの取組について紹介している。

令和5年度においては、新しいところと言うと、公用車へのエコカー導入ということで、市が所有している公用車は、ほとんどがガソリン車であるが、これを令和5年度を初年度として、20台をEVとしており、ガソリン車の更新のたびに、EVに変えていくことによって、特殊車両を除く全ての公用車150台ぐらいを2040年までにエコカーとする取組を始めている。

関連して、兵庫県内14市町太陽光パネル・蓄電池共同購入事業についてであるが、これは市民及び事業者が利用できるものであり、兵庫県下14市町が集まり、太陽光パネルと蓄電池を共同購入しようという取組である。尼崎市の場合は、令和4年から、この取組に参加しており、令和5年の兵庫県内10市町共同購入実績では約20%の割引価格で太陽光パネル等を市民の方々などに購入してもらっている。

③脱炭素に向けた支援メニュー及び市の事務事業における脱炭素への取組内容について

事業名としては脱炭素社会推進事業となり、実施内容としては大きく6つある。

1つ目としては、事業所の脱炭素化を促進する事業である。

2つ目としては、住宅の脱炭素化を促進する事業である。

3つ目としては、エネルギーの地産地消促進事業である。これは、尼崎市のクリーンセンターで廃棄物発電を行っており、これはCO₂フリーの電気として取り扱われ、その余剰の電力を市内の中小企業に供給している。

4つ目としては、脱炭素行動促進事業である。これは、省エネにつながる行動を市民の方に取ってもらおうと、1ポイント1円で使えるあま咲きコインという電子地域通貨で、その省エネ行動で削減できたCO₂に相当するコインを申請してもらった方に差し上げる取組をやっている。

具体的には、例えば、あま咲きコインがたまる省エネ行動一覧の中の「省エネ家電買い替え（空調）」を行うと、CO₂の削減量が年間230キログラムであるので、これに掛ける10の付与ポイントとなり、基本的には1キログラムに対して10ポイントを差し上げるポイントの設定をしている。

5つ目としては、市の事務事業における脱炭素化を促進する事業である。これは、公共施設などの脱炭素化を目指すものである。

6つ目としては、脱炭素先行地域推進事業である。これは、今、建設中であるが、中核の施設となるのが小田南公園であり、そこに阪神タイガースの二軍球場が移

転し、この球場をゼロカーボン化する取組である。そのほか、この脱炭素先行地域に含まれる施設としては、阪神電鉄の駅舎なども含まれている。

このような事業をやっており、令和4年度の決算については1億4677万8000円となっており、予算額が2億2062万3000円であったことから、執行率は66.5%となる。

④脱炭素先行地域に選定された経緯及び阪神大物地域ゼロカーボンベースボールパーク整備計画の内容について

応募の経緯についてであるが、尼崎市の南部地域は、近年、人口減少とそれに伴う地域経済の衰退など、地域活力の向上が課題であったことから、小田南公園での阪神タイガースのファーム施設の誘致が課題解決に大きく寄与することが期待される一方、エネルギーの観点では、公園や未利用地であった場所が新たに大きなエネルギー消費地となることで、地域におけるCO₂排出量の純増につながるものが懸念されていた。

そこで、阪神グループとの連携の下、建物のZEB Ready導入など、省エネの徹底、そして再エネの最大限の導入、さらに蓄電池の導入、それらを活用した施設間におけるエネルギー融通などに取り組むとともに、既に尼崎市の主要事業として取組を開始しているエネルギーの地産地消促進事業を活用して、先行地域内で行われたエネルギーを市域内で消費することで、当該エリアの脱炭素化及びエネルギー地産地消の実現を目指すこととした。

通常、新たな開発にはエネルギー消費量の増大が伴うものであるが、CO₂排出量の増加を伴わないこの取組が今後の脱炭素社会における開発モデルとなり得ると考え、応募したという経緯である。

計画概要についてであるが、人口減少が進む市南部の大物地域に小田南公園があり、ここに阪神タイガースのファーム施設が移転することに合わせて、この公園内の野球場、練習場等のスポーツ施設、小田南公園の近傍の大物公園に太陽光発電・蓄電池を導入するとともに、クリーンセンターの廃棄物発電の余剰電力を活用して、ゼロカーボンベースボールパークを実現することとしている。脱炭素先行地域の要件としては、民生部門の電力からのCO₂排出量をゼロにすることが大きな要件になっているので、このような取組で電力からのCO₂の排出ゼロを達成することとなっている。

あわせて、市内には阪神電車の駅が6駅と阪神電車の尼崎車庫があり、そこを太陽光発電設備などにより脱炭素化するとともに、あとは、EVバスの導入、昼間の太陽光発電を蓄電池に貯めて、それを利用したゼロカーボンナイターの開催などを行って、相乗効果を図っていきたいと考えている。

2030年度までに民生部門のゼロカーボンを達成する予定としている。

令和4年度から設計・工事等に着手をしており、2025年2月に球場のオープンを予定しており、今、工事中である。なお、この整備工事は、現在のところ、令和8年度までに完了予定である。

⑤課題と今後の展望について

二酸化炭素の排出量について、部門別では、令和3年度と平成25年の削減率を比べて、家庭部門が27.6%の削減、運輸部門が7.5%の削減とほかの産業部門などに比べて低い状態にある。この2部門のCO₂削減が課題であると考えている。

市民や事業者の皆様には、国の制度もかなり充実しているもので、積極的に利用してもらおうとともに、基礎自治体として、市民や事業者の皆様にも、基礎自治体だからこそできるような、国の支援が届かないような支援を展開していきたいと考えている。そうすることで、家庭や運輸部門だけでなく、全体のCO₂削減量を推進していきたいと考えている。

さらに、今後も、国・県の動向を注視しつつ、CO₂排出量の削減目標の達成に向けて、部門ごとに適切な施策を実施していきたいと考えている。

2 主な質疑応答

問：あま咲きコインがたまる省エネ行動一覧に「環境学習イベントへの参加」とあるが、これはどのような内容のイベントを行っているのか。

答：環境学習イベントということで、あまがさき環境オープンカレッジという市民団体に委託をして、環境教育や環境啓発をやっており、ここで行われるイベントが数々あり、そこに来てもらったら、ポイントを差し上げている。

問：あま咲きコインがたまる省エネ行動一覧に「うちエコ診断」とあるが、この診断をする方は専門職の方であるのか。

答：環境省がうちエコ診断士という資格を創設しており、一般の方でうちエコ診断士の資格を持った方が、うちエコ診断ソフトを用いて、例えば、市民の電気使用料であったり、ガスの使用料、あとは車を持っているか持っていないかなどを聞き取りしながら診断していく。例えば、そこのお宅で取り入れられる省エネの行動を教えてくれる。

問：尼崎市気候非常事態行動宣言の宣言内容において、「地球温暖化による危機を正しく認識・共有するとともに、この危機を乗り越えるために行動します」とあるが、具体的に例として挙げられるものはあるか。

答：「危機を正しく認識・共有する」というところで、まずは環境教育が一例として挙げられる。年に1回、尼崎市気候非常事態行動宣言のリーフレットを市報に挟み、お知らせしているが、そのほかには、小学生3年生・4年生向けに尼崎環境教育プログラムという環境教育のプログラムを持っている。これは、学校の教育指導要領にも準拠したものになっており、小学校の総合の時間であったり、家庭科・社会科の時間、理科の時間でも利用してもらえるプログラムをつくっている。

令和5年度は、市内41小学校のうち33の小学校で、このプログラムを利用してもらっており、若い世代から教育を行っている。

また、この環境教育プログラムは、学校で講師が教えるだけでなく、おうちに帰ってから自分でできる地球に優しい行動を2週間取り組んでもらい、それに取り組めた児童には、エコあまルンジャーという称号を与えている。

学ぶだけでなく、行動するというところまで考えて、プログラムをつくっている。

問：EVバスの導入について、既にこれは計画的に導入しているのか。

答：何年に何台入れるという計画はあり、既に4台導入している。

問：あま咲きコインがたまる省エネ行動一覧の中で、件数が一番多いものはどれになるか。

答：令和4年度の実績として、件数として多いのは、やはり参加しやすい環境学習イベントが多く、約1300件である。このポイント数としては1回20ポイントで約2万7000ポイントとなり、CO₂の削減量としては2700キログラムになる。ちなみに、効果が高いものについては、一概には言えないが、家電の買い替えの申請が多く、CO₂の削減量も多いということであり、空調の買い替えは71件、ポイントとしては約20万ポイント、CO₂の削減量としては約1万6000キログラム、冷蔵庫の買い替えは、もっと申請が多くて202件、そしてポイントとしては約67万8000ポイント、CO₂の削減量としては約5万8580キログラムとなっており、かなり効果的というか、皆さんに利用してもらいやすいメニューになっていると考えている。

問：尼崎市のクリーンセンターでの余剰の電力はどのくらいあるのか。

答：尼崎市の場合は、廃棄物発電で約6万メガワット出ており、その半分の約3万メガワットをクリーンセンターで自家消費して、残りの約3万メガワットが余剰分となる。この約3万メガワットの半分は、FITで売っており、残りの約1万5000メガワットをエネルギーの地産地消促進事業として、小売電気事業者を介して、市内の中小企業にCO₂フリーの電気として供給している。

問：兵庫県内14市町太陽光パネル・蓄電池共同購入事業について、詳細を教えてください。

答：共同購入事業を専門でやっているアイチューザーという民間の会社があり、その会社が太陽光発電設備を施工したい業者を集め、選考基準を上回った事業者に入札させて、一定レベル以上で一番安価で落とした事業者を選定する。一方で、太陽光発電設備が欲しい市民を集め、スケールメリットを生かして、価格の低廉化を図るという事業である。

共同購入事業は、兵庫県だけではなく、全国的にもやっている自治体は何箇所もあり、今、太陽光発電設備と蓄電池の共同購入をやっているところとしては、神奈川県、北海道、東京都、仙台市など、30近くの自治体で既にこの事業を展開している。

問：尼崎市の公共施設などでの取組において、公共施設の屋根貸し事業とあるが、この事業はどのように行われているのか。

答：公共施設の屋根貸し事業は、平成26年度、平成27年度にやっていたものであり、公共施設の屋根を貸し、事業者が太陽光パネルを置き、そこで発電して、その電力を事業者のもうけにしてもらい、その代わりに屋根の貸出料をもらうという形である。ただし、今、3件しかない。

平成26年度は、FITの買取価格がものすごく高かった時期であり、その頃は、まだ事業として成り立っていたが、今、FITの価格がものすごく下がってきて、もう事業として成り立たず、参入してくる事業者がいないので、募集はしていない。当時は、問合せがすごくあったが、今、事業者は、どちらかということPPAなどに参入しているので、継続してやっているのが3件だけとなっている。

問：環境に対して取り組んでいくためには、みんなで取り組んでいかないといけな
いと思うが、市民にどれくらい浸透しているかをどのように検証しているのか。

答：尼崎市では、年に1回、市民向けにアンケートを取っており、そのアンケート
は、環境のことだけではなくて、まちのこと全般のアンケートを取っており、そ
の中で、環境についての市民の思いや感じ方のアンケートを取っている。

また、令和4年・令和5年で尼崎市の環境基本計画及び生物多様性地域戦略を
改定しており、その時の基礎資料として、2500人の市民の方に対して、環境に
対するアンケートを取って、市民の意識をはかっている。

問：令和3年6月の尼崎市気候非常事態行動宣言の前から様々な取組をしていたか
と思うが、説明があった様々な取組が実施されるまでのスケジュール感が短いと
感じるが、1年ぐらいになるのか。

答：脱炭素化は、2015年のパリ協定の辺りから、だんだんクローズアップされてき
ており、もともとは低炭素であって、その次が脱炭素になってということで、こ
のような取組は、ずっと行ってきたが、尼崎市気候非常事態行動宣言によっ
て、2050年にはCO₂の排出量を実質ゼロにする、そして2030年には2013年比
で半分にすることを明確に宣言したことから、そこから加速化という意味で、新
規事業をたくさん挙げるようにしている。継続的にやってきたものもあるし、そ
こにプラスオンしているものもある。